

交第4号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の横浜市乗合自動車乗車料条例の規定による料金で発売した定期乗車券は、この条例による改正後の横浜市乗合自動車乗車料条例第9条第1項の規定にかかわらず、その通用期間中に限り、使用することができる。

提 案 理 由

乗合自動車の乗車券の料金について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市乗合自動車乗車料条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

別表（第2条の2）

乗車券の種類	乗 車 券 の 料 金	
普通乗車券	大 人	200円に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
	(省 略)	
(省 略)		
通勤定期乗車券	1 箇月	9,000円に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額
	(省 略)	
通学定期乗車券（甲種）	1 箇月	7,200円に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
	(省 略)	
通学定期乗車券（乙種）	1 箇月	2,486円に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額
	(省 略)	
高齢者割引全線定期乗車券	3 箇月	7,200円に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6 箇月	7,200円に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入して得た額を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額